

平成30年2月企業団議会定例会会議録

会 期 2月20日（火曜日）午後2時00分～午後3時20分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（10名）

1番	半 沢 正 典	2番	菅 田 憲 孝
3番	二階堂 武 文	4番	梅 津 一 匡
5番	栗 野 啓 二	6番	野 地 久 夫
7番	安 藤 喜 昭	8番	菅 野 與志昭
9番	片 平 秀 雄	10番	東海林 一 樹

欠席議員（1名）

11番 高 橋 道 也

地方自治法第121条による出席者

企 業 長	木 幡 浩	理 事 二本松市長	三 保 恵 一
理 事 伊 達 市 長	須 田 博 行	理 事 桑折町長代理 桑折町副町長	牧 野 善 茂
理 事 国見町長代理 国見町副町長	佐 藤 弘 利	理 事 川俣町長代理 建設水道課長	斎 藤 和 弘
代表監査委員	高 村 一 彦	事 務 局 長	今 泉 繁
次 長 兼 施設管理課長	佐 藤 保 彦	総 務 課 長	柳 澤 正 俊

事務局出席者

総 務 課 課長補佐兼 総務経理係長	菅 野 幸 夫	施設管理課 課長補佐兼 施設第二係長	片 平 一 彦
総 務 課 契約管財係長	加 藤 忠	施設管理課 施設第一係長	黒 澤 英 夫
施設管理課 水質管理係長	渡 辺 裕 志	総 務 課 主 査	菅 野 茂 明
総 務 課 主 査	加 藤 博 高	総 務 課 主 査	茂 木 強
総 務 課 主 査	藁 谷 明 洋		

## 1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
  - (2) 会議録署名議員の指名
  - (3) 会期の決定
  - (4) 議席の指定
  - (5) 議案第1号ないし第6号の提出
  - (6) 提案理由の説明
  - (7) 一般質問
  - (8) 討論、採決
- 

## 2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第1号 平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第2号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算
- (4) 議案第3号 福島地方水道用水供給企業団情報公開条例制定の件
- (5) 議案第4号 福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例制定の件
- (6) 議案第5号 福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
- (7) 議案第6号 福島地方水道用水供給企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

午後2時00分 開 会

**議長（半沢正典）** 定足数に達しておりますので、これより2月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

8番を仮議席として指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

3番、二階堂武文議員、7番、安藤喜昭議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。11番、高橋道也議員より所用のため、本日1日間、欠席届がありました。

会期の決定をいたします。

会期は、本日2月20日の1日間とすることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**議長（半沢正典）** ご異議ございませんので、会期は2月20日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることいたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、8番、菅野與志昭議員を指定いたします。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第1号ないし第6号を一括して議題といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

**企業長（木幡 浩）** 議長、企業長。

**議長（半沢正典）** 企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

**企業長（木幡 浩）** 本日、ここに2月企業団議会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算等の議案6件ですが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告いたします。

第2期事業運営計画の2年目となります平成29年度も1年を経過するところですが、本年度事業もおおむね完了の見込みでございます。これまでの供給量は予定を上回る状況であり、安定供給を含め順調に事業を実施しているところであります。これもひとえに皆様方のご理解とご支援のたま

ものと深く感謝申し上げる次第です。

また、先月29日には浄水場を活用した太陽光及び小水力発電事業を実施するにあたり、円滑な事業の推進を図ることを目的とする基本協定の締結を行ったところです。この協定締結により、企業団の再生可能エネルギー導入への取り組みが進展するとともに、地域経済の活性化につながるものと考えております。

次に、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第1号 平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、負担金及び原子力損害賠償金の収入等により収入予算を増額し、給与改定による人件費の増等により支出予算を増額するものであります。

議案第2号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましては、業務の予定量を年間総給水量4,000万323立方メートルと見込み、第4期財政計画に基づき事務の効率化を図り、経費の削減に意を用いながら予算編成したところです。

議案第3号から第6号につきましては、情報提供に関する施策の充実を図り、総合的な情報公開の推進のため、所要の条例整備を図ったものであります。

まず、議案第3号 福島地方水道用水供給企業団情報公開条例制定の件につきましては、公文書の適正な情報公開のため、条例を設けるものであります。

次に、議案第4号 福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例制定の件につきましては、個人情報の適正な取り扱いの確保に資するため、条例を設けるものであります。

次に、議案第5号 福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件につきましては、情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例を設けるものであります。

次に、議案第6号 福島地方水道用水供給企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、新たに情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

以上が提出議案の概要ですが、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局長（今泉 繁）** 議長、事務局長。

**議長（半沢正典）** 事務局長。

**【事務局長（今泉 繁）登壇】**

**事務局長（今泉 繁）** それでは、お手元の議案書等に依りましてご説明を申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は、第1号から第6号の6議案となっております。議案第1号が平成29年度補正予算、議案第2号が平成30年度予算、議案第3号が福島地方水道用水供給企業団情報公開条例制定の件、議案第4号が福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例制定の件、議案第5号が福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件、

議案第6号が福島地方水道用水供給企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

各議案につきましてご説明を申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

初めに、議案第1号 平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算は、第1条から第4条までとなっております。

まず、第1条(収益的収入及び支出)であります。収入におきまして9,673万4,000円を増額し、支出におきまして8,109万5,000円を増額するものであります。

2ページをお開き願います。第3条、資本的収入及び支出の収入であります。第1款資本的収入、第1項負担金3,632万1,000円を増額するものであります。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、給与費151万4,000円を増額するものであります。

以上が議案第1号の内容であります。詳細は別冊の平成29年度補正予算説明書によりご説明を申し上げます。

平成29年度補正予算説明書の2ページをお開き願います。補正予算の内容は、収益的収支の収入におきまして、国の補償工事に伴う負担金と長期前受金戻入及び原子力損害賠償金の収入により営業外収益9,673万4,000円を増額するとともに、支出におきまして給与改定による人件費の増、送水管移設工事に伴う資産減耗費の増等により営業費用7,979万7,000円を増額、さらに過年度損益修正損発生に伴う特別損失129万8,000円を増額するものであります。

また、資本的収支の収入において、工事負担金の収入により負担金3,632万1,000円を増額するものであります。

3ページは、補正予算実施計画であります。まず、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道用水供給事業収益、第2項の営業外収益におきまして、国の補償工事に伴う長期前受金戻入2,118万8,000円を増額、東京電力からの原子力損害賠償金収入に伴いまして、雑収益1,878万円を増額、国の補償工事に伴う負担金収入により、負担金5,676万6,000円を増額するものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。次に、支出であります。第1款水道用水供給事業費用、第1項の営業費用におきまして、職員の派遣元であります福島市と伊達市の給与改定によりまして原水及び浄水費55万1,000円、送水費26万5,000円、総係費69万8,000円を増額、さらに資産の償却年数修正に伴い減価償却費129万8,000円を増額、前年度の予算繰り越しとなった送水管移設工事に伴う固定資産除却費の増等により、資産減耗費7,698万5,000円を増額するものであります。第4項の特別損失におきまして、資産の償却年数修正に伴い過年度の減価償却費を修正するため過年度損益修正損129万8,000円を増額するものであります。

続きまして、5ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入であります。第4項の負

担金におきまして、国の補償工事に伴う工事負担金の収入により工事負担金3,632万1,000円を増額するものであります。

続きまして、6ページをお開き願います。補正予定キャッシュ・フロー計算書でございます。補正後の資金期末残高は、一番下に示しましたとおり63億6,659万9,000円となる見込みであります。

7ページから8ページは、給与費明細書であります。詳細は記載のとおりでありますので、ご参照願います。

続きまして、9ページをお開き願います。9ページから12ページは補正予算説明であります。これは収益的収入及び支出の補正額につきまして、節ごとに説明いたしましたものでございます。詳細は記載のとおりでございます。

議案第1号の補正予算の説明は以上でございます。

ここで、また議案書のほうにお戻りいただきまして3ページをお開きください。議案第2号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算は、第1条から第7条までであります。

平成30年度予算は、第2条、業務の予定量にありますとおり、年間総給水量を4,000万323立方メートル、1日平均給水量10万9,590立方メートルと予定しているところであります。

第3条収益的収入及び支出であります。収入におきましては第1款水道用水供給事業収益45億7,863万6,000円を、支出におきましては第1款水道用水供給事業費用47億4,071万4,000円を予定しているところであります。

続きまして、4ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出であります。収入におきましては第1款資本的収入766万2,000円を、支出におきまして第1款資本的支出21億1,960万6,000円を予定しているところであります。これによりまして資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21億1,194万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金20億5,850万9,000円並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,343万5,000円で補填するものであります。

第5条、予定支出の各項の経費の金額の流用であります。流用できる範囲を営業費用と営業外費用との間で定めたものであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。給与費及び交際費であり、それぞれ記載のとおりであります。

第7条、たな卸資産購入限度額であります。これは緊急修繕用資材を貯蔵品として購入するため、購入限度額を406万6,000円と定めたものであります。

以上が議案第2号の内容であります。詳細は別冊平成30年度予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書の3ページをお開き願います。ローマ数字Iの重要な会計方針に係る事項に関する注記であります。ここでは固定資産の減価償却方法など1つの会計事実複数の会計処理の方法が

認められているものにつきまして、当企業団が採用した会計処理の方法を明らかにしているものがあります。アラビア数字1に示したとおり、固定資産の減価償却の方法は、有形固定資産、無形固定資産とも定額法であります。

2に示しましたとおり、引当金の計上方法は賞与引当金、法定福利費引当金ともに31年度支給、支出見込み額のうち、30年度の負担に属する額を計上しております。

3に示しましたとおり、消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式であります。

ローマ数字Ⅱ、予定貸借対照表等に関する注記であります。ここではアラビア数字1、引当金の取り崩しといたしまして賞与及び法定福利費について、30年度の支出額が明らかになるように引当金の取り崩し額を明記しているものであります。額につきましては記載のとおりであります。

続きまして、4ページをお開き願います。4ページから7ページは、予算実施計画であります。要点をご説明申し上げます。

4ページ、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道用水供給事業収益として45億7,863万6,000円を予定しているところであります。その内訳は、第1項営業収益と第2項営業外収益であります。第1項営業収益は、給水料金及び水質検査手数料であります。第2項営業外収益は、預金利息、国庫補助金、長期前受金戻入等であります。国庫補助金は、水道水等の放射性物質検査に対する国からの交付金を見込んだものであります。長期前受金戻入は、国庫補助金等で取得しました固定資産の平成30年度の減価償却費相当分を収益化するものであります。また雑収益は、太陽光発電事業及び小水力発電事業に係る用地貸付料を見込んでおります。

5ページは支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用として47億4,071万4,000円を予定しているところであります。その内訳は、第1項営業費用から第3項予備費までで、第1項営業費用は第1目の議会費から第7目資産減耗費までであります。第2項営業外費用は、支払利息及び消費税であります。その他、詳細は記載のとおりであります。

続きまして、6ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入であります。福島県の補償工事に伴う工事負担金であります。

7ページは支出であります。第1款資本的支出として21億1,960万6,000円を予定しているところであります。中央監視制御設備の更新・水質検査機器の更新等に係る事業並びに企業債償還金等の支出であります。

次に、8ページ、予定キャッシュ・フロー計算書であります。資金繰りの状況を明らかにするため、業務活動・投資活動・財務活動に区分しまして、それぞれの現金の動きを作成しております。予定キャッシュ・フローによる資金期末残高は、一番下に示しましたとおり59億9,445万5,000円と見込んだものであります。詳細は、記載のとおりでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。9ページから13ページは給与費明細書であります。詳細は、記載のとおりでございます。

次に、14ページをお開きください。14ページは、継続費に関する調書でありまして、内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。16ページ及び17ページは、平成29年度末の予定損益計算書であります。これは年度末に予想される企業団の1年間の経営成績をあらわしたものであります。平成29年度の損益状況は、税抜き2億5,019万6,000円の純損失を見込み、その結果、平成29年度末の未処理欠損金は13億5,562万4,000円と見込んだものであります。

続きまして、18ページをお開き願います。18ページ及び19ページは、平成29年度末の予定貸借対照表であります。年度末の企業団の財政状況を見込んだもので、平成29年度末における資産合計及び負債資本合計は1,042億3,680万5,000円となるものでございます。

続きまして、20ページをお開き願います。20ページ及び21ページは、平成30年度末の予定貸借対照表であります。平成30年度予算に基づく経営活動により想定される財政状況をあらわしたものであります。平成30年度末における資産合計及び負債資本合計は1,013億2,130万3,000円となるものでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。22ページから30ページまでの予算説明は、予算の収入及び支出を節別にあらわしたほか、前年度当初予算と対比した表であります。詳細は、記載のとおりでございます。

議案第2号、平成30年度予算の説明は以上でございます。

また、失礼ですが、議案書のほうにお戻りいただきまして、6ページをお開き願います。議案第3号 福島地方水道用水供給企業団情報公開条例制定の件につきましてご説明いたします。これは提案理由にありますように、公文書の適正な情報公開のため条例を設けるものであります。この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

7ページをご覧ください。議案第4号 福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例制定の件についてご説明いたします。これは個人情報の適正な取り扱いに資するため、条例を設けるものであります。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

8ページをお開きください。議案第5号 福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件についてご説明いたします。これは企業団の情報公開条例に基づく情報公開制度及び個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営に資するための審査会を設置するため、条例を設けるものであります。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

10ページをお開きください。議案第6号 福島地方水道用水供給企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明いたします。これは情報公開・個人情報保護審査会条例制定に伴い、審査会委員の報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正

を行うものであります。

議案第1号から第6号まで議案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議長（半沢正典）** それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は、5番、栗野啓二議員、7番、安藤喜昭議員です。

順序に従い、発言を許します。

5番、栗野啓二議員。

**5番（栗野啓二）** 議長、5番。

**議長（半沢正典）** 5番。

**5番（栗野啓二）** 平成30年2月の議会に対しまして、質問いたします。

まず、企業団の運営方針についてお伺いいたします。企業長にお伺いします。企業団事業に対して、どのような経営に取り組まれるかお伺いいたします。

**企業長（木幡 浩）** 議長、企業長。

**議長（半沢正典）** 企業長。

**企業長（木幡 浩）** お答え申し上げます。

企業団の水道用水供給事業は、県北地域40万人の皆様に「安全・安心でおいしい水の安定的な供給」を続けるという重要な役割があると考えております。経営を取り巻く環境といたしましては、人口減少社会の進行により給水量の減少傾向が続き、料金収入の増加が見込めない中で、創設における設備投資により多額の資本費が発生し続けることや、安定供給のために行う施設の維持及び更新に対する費用増が見込まれることなど、厳しい状況が続くものと予想しております。

このような状況のもと、経営にあたっては、現行の事業運営計画及び財政計画にのっとり、より一層の事務の効率化と経費縮減を行い、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。また、今後とも構成市町の皆様と連携して、県北地域の発展に貢献し、住民の皆様の信頼に応えられるよう、企業団としての責務を果たしてまいり所存であります。

以上でございます。

**5番（栗野啓二）** 議長、5番。

**議長（半沢正典）** 5番。

**5番（栗野啓二）** 次に、ただいま提案ありました平成30年度の予算についてお伺いいたします。

まず、平成30年度の予算編成方針についてお伺いいたします。

**企業長（木幡 浩）** 議長、企業長。

**議長（半沢正典）** 企業長。

**企業長（木幡 浩）** 平成30年度予算編成方にあたりましては、企業団の基本理念である「安全・安心でおいしい水の安定的な供給」の一層の推進を図るため、計画的な施設の更新と効率的な維持管理を行うとともに、危機管理体制の強化や健全な企業経営に努めてまいりたいと考えております。第

2期事業運営計画及び第4期財政計画との整合性を図りながら、コスト意識を念頭に、経営の基本原則である企業努力と公共の福祉の増進に努めるとともに、長期的かつ総合的な観点から事業の必要性、投資効果、緊急度、優先度等に意を用いながら編成したものでございます。

以上でございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典）5番。

5番（栗野啓二）ありがとうございます。では今年度の、平成30年度の予算において、重点事業として取り組む事業についてお伺いいたします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

平成30年度予算における重点事業としましては、施設更新計画に基づき建設改良事業として平成28年度から3カ年継続事業として実施している中央監視制御設備更新が完了いたします。維持管理に係る事業といたしましては、すりかみ浄水場設備や水管橋の延命化を図るために修繕及び委託を実施いたします。また、企業団経営の見える化の一環として、企業団ホームページの充実を図る事業を盛り込み、企業団事業の積極的な公開を行うことで、住民との相互理解を深めていく考えであります。

なお、再生可能エネルギー導入への取り組みである官民連携による太陽光発電事業及び小水力発電事業については、平成30年度に事業契約締結を予定しており、用地貸付料収入を見込んだところでございます。

以上でございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典）5番。

5番（栗野啓二）次に、この議会でも幾度か質問が出ました63協定のあり方検討委員会の報告書についてお尋ねいたします。

まず、さきに議会に対して公表されました63協定のあり方検討委員会報告書についてですが、作成の経過と作成内容について改めてお伺いいたします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定書、いわゆる63協定につきましては、平成27年7月の事業運営検討委員会及び理事会において、ダム参画水量割合に基づく経費の負担が料金格差の原因であることから、その根拠である63協定のあり方について、外部有識者を交えた副市町長を委員とする63協定のあり方検討委員会を設置し、検討を行うことといたしま

した。委員会では、さまざまな資料の収集、類似企業団への調査を行い、委員会を全4回実施し、そのうち第3回目には外部有識者を交えて議論がなされました。また、下部組織の幹事会を全7回実施し、各構成団体からの意見、異論も含めて報告書を取りまとめ、平成29年2月企業団理事会へ提出されました。

報告書については、63協定は構成団体と企業団との供給契約であること。企業団施設は、構成団体の求めで整備したもので、水需要が減少したからといって費用を減少するなど変更する余地はないものであるから、協定の基本的な枠組みは尊重すべきであること。地域格差のない統一料金については、送水系や給水地点の別にかかわらず総括原価を基本とした統一料金の設定を意味するもので、現在の二部料金制が63協定第5条に反するものではないこと。現在の料金体系は、経営の安定、負担の公平のために、基本料金、従量料金の配分を工夫した二部料金制で料金格差の縮小を図っているが、将来の料金体系は当初投資に対する費用化の完了時に見直しの可能性を検討すべきであること。現行の料金体系を維持しつつ、引き続き料金低廉化の研究を続けるべきであることとの内容でまとめられております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典）5番。

5番（栗野啓二）ありがとうございます。今の答弁によりますと、63協定の締結の趣旨は供給の契約であるということは確認されたようではありますが、地域格差のない統一料金の部分について、確認されたのは63協定の5条には反しないのだということは共有化されたようですが、この料金体制の部分について構成団体での完全一致には至らなかったとあります。また、料金体制においても、この一部の団体では単一料金として実際の使用料に合った負担とすべきであるということも言っておられるようでございます。

また、ダムの納付金の企業団としての支出のための手法についても、構成団体で完全一致に至らなかったという報告だと私は理解させてもらいますが、この一部構成団体にご理解もいただけなかったという事項につきまして、詳細についてお伺いします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

63協定のあり方検討委員会の議論の中で、一部の構成団体は参画水量が過大であるために、実際の使用水量に応じた負担とする単一料金とすべきと主張しております。単一料金を採用した場合は、参画水量が過大である団体の負担が減少し、参画水量との乖離の小さい団体の負担が増加するため、乖離の縮小に努めている団体の理解が得られない状況にあります。多くの構成団体が、参画水量を根拠とした現在の二部料金制が公正妥当として維持すべきであるとしております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典） 5 番。

5 番（栗野啓二） まだまだその部分が突っ込めていない、協議されていないというふうに理解せざるを得ないのかなというふうに思いますが、次にこの報告書を読ませていただきますと、最後にまとめという形で、第三者も入りながらまとめをされたということでございますが、今後どのように報告書に対して対応していくのか、特に今お話ししましたように、まとめる部分の今後の見解をお伺いいたします。

企業長（木幡 浩） 議長、企業長。

議長（半沢正典） 企業長。

企業長（木幡 浩） 理事会の意見にありましたように、企業団としてはこの報告書を受けまして、6 3 協定は構成団体と企業団との供給契約でありますので、協定の基本的枠組みは尊重してまいります。

一方で、人口減少社会において水需要が減少する中、住民の生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインである水道事業を将来にわたり持続していくため、今後も継続した議論の中で、企業団と構成団体が連携して県北地方の水道事業について住民の視点に立ち、運営や料金のあり方も含め研究を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 番（栗野啓二） 議長、5 番。

議長（半沢正典） 5 番。

5 番（栗野啓二） ありがとうございます。ぜひ長い懸案でありましたあり方検討委員会が、ここまで報告書を出されたということでございますので、今後は今企業長の答弁がありましたように、いろいろな方法でお互いの構成団体が納得できる事業の方法を導き出していただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

議長（半沢正典） 以上で栗野啓二議員の質問を終わります。

次に、7 番、安藤喜昭議員の発言を許します。

7 番（安藤喜昭） 議長、7 番。

議長（半沢正典） 7 番。

7 番（安藤喜昭） 平成30年2月水企業団議会におきまして、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

通告につきましては6項目ほど行っていきたいというふうに思いますが、今般、議長より6 3 協定のあり方検討委員会報告書が企業長より提出があり、議会運営に資するため、私ども議会へ提供をいただきました。その報告書の内容にも触れながら、先ほど栗野議員とも重複する部分もあるかというふうに思いますが、質問をさせていただきます。

まず、1つ目の項目でございますが、63協定のあり方検討委員会、この経過についてでございますが、この件につきましては平成29年8月定例会におきまして同僚議員がいろいろと議論をした経過がございます。ここに当時の議事録も残っておりますが、その内容につきましてもう一度見てみますと、公表についてはなかなか難しいというようなご答弁がございました。それが今日に至って公表されたということは大変ありがたいこととありますけれども、この8月から公表に至るまでの経過についてお示しをいただければというふうに思います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

8月9日の理事会において、議会への公表に向けた審議をした結果、理事会の意見を付した上で公表することに決定したため、平成29年8月議会においては公表時期が明確になっていなかったものです。本年2月6日の理事会において理事会意見がまとめられたことから、今回、議会宛て公表になったものであります。

7番（安藤喜昭）議長、7番。

議長（半沢正典）7番。

7番（安藤喜昭）ありがとうございます。大変難しい提出かなというふうな思いがあった中で、我々に提出をいただいたということにつきましては大変評価をすべきものだというふうに思っているところでございます。

2番目の項目に移りますが、先ほど栗野議員からもお話があった内容にも重複しますが、あり方検討委員会のいろんなあり方についてというようなことで通告をさせていただきました。まず初めに、事業運営検討委員会という組織の中で、今回の料金体系、平成28年から36年までの9年間通しての第4期財政計画にも触れるものであります。これは供給単価の幅が縮小したということは大変評価すべきものであります。その辺も含めて、それを前提のもとでお話をさせていただきたいというふうに思いますが、先ほどもお話がありました主題である地域格差のない統一料金、第5条の認識の共有については、構成団体で完全一致には至らなかったというようなことでございます。この件につきましては、第4回ほど数える幹事会ですか、その中でも有識者の意見として解釈が最大の論点だというようなこと言葉も文字としてあらわしておるわけですが、そういう中で4回というようなこのタイミングの中で、十分に議論が尽くされたのかというような思いがございまして。その点についての認識をお伺いいたします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

63協定のあり方検討委員会では、さまざまな資料の収集、類似企業団への調査を行い、委員会

を全4回実施し、うち第3回には外部有識者を交えて議論がなされたものです。また、下部組織の幹事会では、全7回実施され、各構成団体の意見も集約しております。このような十分な議論経過を経て、各構成団体からの意見、異論も含めて取りまとめられた報告書であると考えております。

7番（安藤喜昭）議長、7番。

議長（半沢正典）7番。

7番（安藤喜昭）この中で一番の論点といたしますのは、地域格差、統一料金に関しては、その幅とか狭まっているということで評価をすべきものだというふうなことでございますが、統一までには至らないということに関しては、今後いろいろと協議はすべきだろうというふうに思うところでございます。

それで、先ほどの栗野議員からのご答弁の中にもありましたように、平成21年8月議会の中での企業長の答弁は先ほど事務局長からお話しされた文言だというふうに思うところでございますが、自治体間、構成団体間の統一料金を意味するものではないというような言葉であるというふうに理解をするところでございます。この場合、素直に考えますと、地域というものはどういう意味か、またその格差というものに関してどういう意味を持つものかということを考えてときに、地域とは少なくとも構成団体を意味するものではないかなと思うところでございます。

格差ということになりますと、それぞれ差がない、素直に考えれば差がないというような意味に、素直にとればそういうふうな捉え方をすべきだろうというふうに思いますけれども、いかんせんこの63協定の地域格差のない統一料金とは、自治体間、構成団体間の統一を意味するものではない。企業団は、構成団体の求めに応じて設備投資を行ってきたが云々というようなことが、この報告書の11ページに載っておるところでございます。普通に考えれば言語明瞭意味不明瞭というようなことにも捉えることができる。大半は認識の違いと言いながら、大変中身については難しく理解のできないような文言だというふうに思うところでございます。

ちなみに、構成団体につきましては、企業団から水を卸していただいているというようなことでございますし、その構成団体としてみれば、同じ皆さんで協力した水が、受ける場になって、おたくは80円ですとか、おたくは90円ですとか、川俣さんによっては120円とか、そういう大きい数字が出ておりますけれども、そういうことは普通一般的に考えればおかしいのではないのかなということが今まで論じてきたところでございます。そこで企業長さんにお伺いしますが、この地域、そして格差という言葉一つ一つをとった場合に、どのように理解をされるのかお願いをいたします。

議長（半沢正典）次の質問でよろしいですか。通告されていません。

7番（安藤喜昭）ですので、地域格差のないという言葉がありますけれども、この地域、その文言についてどのようなご見解をお持ちでいらっしゃるのか、お伺いしておきたいと思っております。

議長（半沢正典）2—①の同一の質問ということですか。

7番（安藤喜昭）はい。

議長（半沢正典）質問議員に、ではもう一度質問を簡潔にお願いします。

7番（安藤喜昭）地域とはどういう思いを持っていますか。格差という言葉に関して、どのように認識をしておりますかというような端的な質問です。

議長（半沢正典）あり方検討委員会の報告書を受けて、その地域とはどのような概念でいらっしゃるのかと。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）報告書の中に記載している部分でご回答を申し上げます。

63協定第5条、用水料金の設定では、用水料金は地域格差のない統一料金制とすることとし、その算出においては総括原価主義を基本として検討するとしています。この統一料金は一部料金、単一料金ともいいます。それと二部料金、基本料金プラス従量料金との料金制度2つが含まれます。また、地域格差のないは、送水系や給水地点の別にかかわらず統一した料金制度を意味しております。当企業団においては、平成15年度から暫定供給開始時は一部料金制の単一料金を採用し、平成19年度からの本格供給以降については二部料金制を採用しています。いずれも財政計画を策定し、料金算定期間中に構成団体に水道用水を卸売りするために必要な費用、総括原価を算出し、この総括原価を料金算定期間で回収できるように料金を設定いたします。料金については、企業団の供給条例第5条、給水料金で定めており、企業団議会の議決を経て改定を行ってきたものでございます。

7番（安藤喜昭）議長、7番。

議長（半沢正典）7番。

7番（安藤喜昭）質問の意味を正確に捉えていらっしゃらないようで、なかなかこの辺の解釈の違いが、どうしてもその先の議論に進まないというようなことだというふうに思います。やはり今まで積み重ねてきた道筋を肯定する立場にあるとすれば、やはり白いものも、たまには黒だとはなかなか言えないというような、大変そういうご苦勞もあるのかなというようなことも拝察しながら、次の項目に移らせていただきます。

質問の3つ目でございますが、計画水量と実利用水量の乖離についてというようなことで通告をさせていただきました。これは今までにも何度か議論のあったところでございます。財政計画等でもありますように、年間24万9,000トンというような日量でございますけれども、計画水量をもって始まった水企業団でありますけれども、今日に至っては、なかなかその水量に達しない。30年度の計画につきましても日量10.9万トンというようなことで、その乖離は大変大きいわけでございます。その辺がやはり解決に導いていかないと、なかなかこの63協定の解決には結びつかないというふうなことでございますけれども、乖離について、この状況をどのように捉えているのかを改めて伺いをしておきたいというふうに思います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）63協定のあり方検討委員会報告書では、摺上川ダム参画の計画当時は高度経済成長の右肩上がり、水需要は逼迫した状況にあり、将来の見通しを予測し、昭和60年8月に利水市町長会議によりダム参画水量が最終決定されたものでありますが、その後の社会情勢の変化や節水機器の普及、人口減少等に伴い、現在の水需要は減少傾向にあります。構成団体においては自己水源を廃止し、企業団からの受水量を増やす努力もいただいているところではありますが、結果として現在の水需要が摺上川ダム参画当時の水需要の見通しと比較して乖離してしまったものと捉えております。

7番（安藤喜昭）議長、7番。

議長（半沢正典）7番。

7番（安藤喜昭）今回の報告書にも当時の新聞報道の記事を載せていただきました。本当に参考にさせていただいたわけでありませうけれども、それ以外に当時の新聞が私の手元にありますけれども、当時のダムの規模を設定する場合に、この24万9,000トンというものは、その数字が大変大きなものがあって、例えばここにもありますように受水量が25万程度に落ちつけばダムの規模に影響はないと見られるが、その試算を大幅に下回れば建設規模そのものにかかわるといふようなことで、当然水量が少なくなればダムの規模も小さくなってしまふといふような、そういう危惧がされるというような記事も載っております。ですので、これは推測にはなりますけれども、やはりここに大きな政治的な判断が働いて、この将来的な云々といふような部分もありますけれども、計画水量については多少大きくせざるを得なかったといふようなことが推測されるというふうに私は理解をしておるところでございます。

そういうことで、当然この乖離については何らかの段階で改修といふか、見直しをするためには、大きなやはり政治判断が必要になる時期が来るのではないかといふようなことで、この話についてはここで終わらせておきたいといふふうに思います。

次の質問でございますけれども、現在の施設整備については、当時の計画にのっとった設備規模といふふうに思いますけれども、現設備での最大能力についてどのように把握しているのかお伺いをしておきたいといふふうに思います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

水源である摺上川ダム、取水施設、導水トンネル、送水管路は、取水量ベースでダム参画水量と同じ1日最大24万9,000立方メートルの能力となっております。すりかみ浄水場と増圧ポンプの設備については、創設事業として取水量ベース16万1,300立方メートルの能力となっております。

7番（安藤喜昭）議長、7番。

議長（半沢正典） 7番。

7番（安藤喜昭）ありがとうございました。以前に栗野議員も一般質問でされたのですが、平成19年4月からは1日14万9,920立方メートル、これが最大能力だというようなご答弁をされました。若干下がったということは、何らかの設備縮小になったのかなというふうなことで判断せざるを得ないわけでございますけれども、ちなみにダムの取水に関しての占有割合といたしますか、平成15年当時の資料でございますけれども、ダム全体の31.8%を水企業団のほうの割り当てというふうなことで、そのほか大きいものは国土交通省の治水というようなことで56.6%、この2つが大きい数字でありますけれども、そのほかに農業用水発電とかありますけれども、やはり計画水量の乖離、それから受水量に合わせるためには、この31.8%の数字がどうしても足かせになるのかなというふうな思いがございます。

これは確かに工事の契約だと言えればそれまでになりますけれども、やはりこの数字がある以上、どうしても無理な説明にならざるを得ないというのが実態なのかなというふうに考えるところでございますが、いずれもう一度皆さんで知恵を出し合いながら、これが20%でも間に合うのではないかと。残りの十数%はどうしましょうかといったときに、やはりこれは今こういう異常気象でいろんな豪雨災害がある中で、ダムの果たす役割というのは大変大きいわけでございますし、私どももちょうどこのダムの河川の下流のほうにいるわけでございますけれども、大変な恩恵を受けているというようなことでございます。そういう意味の中で国のほうにお願いをしながら、この余分な分は何とか国のほうでお願いできませんかというような働きかけも当然今後すべきだろうというようなことで、次の項目に移らせていただきます。

ちなみに、残り時間何分ありますか。

議長（半沢正典） 4分あります。

7番（安藤喜昭）では、次でございますが、63協定の今後の検討についてというようなことで、報告書の表題のほうにもまとめていただいておりますが、これからはいろいろと検討をしていくのだ、研究をしていくのだというような先ほどの企業長のお話がありました。それで、どのような形で研究を続けていくのか、例えば今回みたいな検討委員会を立ち上げて定期的に進めていくのかどうか、その辺の具体的な話がお示しできればお伺いをしたいというふうに思います。

企業長（木幡 浩）議長、企業長。

議長（半沢正典）企業長。

企業長（木幡 浩）お答えいたします。

まず、基本的な考え方をちょっと申し述べさせていただきたいと思いますが、理事会の意見にありましたように、企業団としてはこの報告を受けて、63協定は構成団体と企業団との供給契約でありますので、基本的な枠組みは尊重していくというのがまず第1点でございます。

その上で、一方、人口減少社会におきまして水需要が減少する中、将来の水需要の適切な見直し

を踏まえ、住民の生活や社会経済活動に不可欠、それで重要なライフラインである水道事業を将来にわたり持続していくため、当面は現行の料金体系やダム納付金の支出について維持しつつも、企業団と構成団体が連携して県北地方の水道事業について、住民の視点に立った運営や供給のあり方も含め検討していくということでございます。

ただ、どういう形でやっていくかということで、やみくもに委員会をつくっても私は限界があると思います。このようにいわゆるオーバースペックによって悩んでいる事例というのは、全国各地に実はあると思いますし、実は私も経験してまいりました。その点では、改めて事務的にこのようなダムの課題というか、問題に対してどのような対応があるかというようなことは、我々のほうで調査、整理をいたしまして、その上で今後どのような対応をしていくかというようなことは考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

**7番（安藤喜昭）議長、7番。**

**議長（半沢正典）7番。**

**7番（安藤喜昭）**ありがとうございました。今回、6名の理事のメンバーの方のうち、4名が新しく変わられたということでございます。斬新なというか、新しい思考の中で、ぜひとも研究を続けていっていただきたいというふうに思います。くれぐれも今回の報告書が最後の幕引きとなるようなことのないようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。質問の5番目に、第4期財政計画の件についてでございます。36年度末で56億9,000万円ほどの残高というようなことでございます。内部留保資金のこの数字が適正と考えるか、またその活用についてお伺いをいたします。

**事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。**

**議長（半沢正典）事務局長。**

**事務局長（今泉 繁）**お答えいたします。

前期財政計画最終年度であります平成27年度末における内部留保資金については78億3,089万4,000円でしたが、平成30年度予算では59億9,445万5,000円となる予定であり、18億3,643万9,000円の減となっております。また、現行の財政計画においては、最終年度となる平成36年度末の内部留保資金につきましては56億9,634万1,000円を予測しております。内部留保資金の適正規模に関しましては、日本水道協会顧問の公認会計士の見解として、少なくとも一会計年度の事業費相当分の資金は内部に留保すべきとの意見をいただいておりますが、企業団は比較的新しい施設であり、更新費用が少ないことや大きな償却資産を保持していることから、減価償却費を主な源泉とし、内部留保が蓄えられる段階になります。これらの内部留保資金は、将来の施設更新や企業債償還へ充当される重要な財源でございますので、有効に活用し、構成団体の急激な負担増を招くことのないよう健全経営に努め、財政計画に沿った運営を継続してまいりたいと考えております。

7番（安藤喜昭）議長、7番。

議長（半沢正典）7番。

7番（安藤喜昭）ありがとうございます。設備の更新というようなことでございますけれども、企業債償還の最終が平成47年度だというふうに理解をしております。そういう中で、ここに施設更新計画書というのがございまして、前に議会のほうに示されたわけでありまして、今回の第4期の財政計画の期間の中で、どれほどの設備更新をするのかなというふうに見ましたらば、総件数267件のうち214件をこの9年間で行うというようなことでございます。42年までありますけれども、残りが47件、これも水質検査とかそういう大きな更新には至らないというようなことでございますので、そういう意味におきましたらば償還もどんどん減っていくという半ばで、恐らく56億円の留保資金というものは、それは恐らくそこだろうというふうに思うところでございます。どうかその辺施設更新計画も踏まえながら、少しでも低減化に向けるように進めていただければというふうに思うところでございます。

あと1分というふうなことでございますが、最後、平成28年度の事業年報をいただきました。大変貴重なご意見がございまして、創立30年を記念とした座談会がございまして、当時、苦勞された職員の方々のお話が載っているわけでございますけれども、この中にございまして、どの地域でも同一料金、同じサービスを目指すと考えるのが望ましいというようなことはあります。この文言について所見をお伺いいたします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

企業団設立30周年を記念し、用水供給事業の経営認可日に合わせまして、平成28年6月6日に企業団OB職員4名に出席いただき座談会を開催したところであります。企業団事業の原点を知る諸先輩方からは、企業団創設当時の苦勞話や摺上川ダム建設事業に携わった当時の話など貴重な話を伺うことができました。

諸先輩方から発言内容の一つでありました企業団において、将来的に末端供給まで行うことにより、どの地域でも同一料金、同一サービスを目指とすることについては、諸先輩方の考える一つの水道事業の理想的な姿と捉えております。

議長（半沢正典）以上で、安藤喜昭議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問は終了いたします。

これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後3時16分 休 憩

---

午後3時17分 再 開

議長（半沢正典） それでは、直ちに再開といたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典） 起立多数。

よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典） 起立多数。

よって、議案第2号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 福島地方水道用水供給企業団情報公開条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典） 起立多数。

よって、議案第3号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典） 起立多数。

よって、議案第4号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典） 起立多数。

よって、議案第5号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 福島地方水道用水供給企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

**【起立多数】**

**議長（半沢正典）** 起立多数。

よって、議案第6号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員